二二八事件紀念基金会著 陳儀深・薛化元編

で進む」などと明 立を招く」とか

る」ことを要求する言説も存在する。

こうした言説に共通しているのは、

権

結びついている」からである。

クまで、

あるいは「過去を蒸し返せば対

「和解のために未来志向 確に「過去に蓋をす

八事件の真相と 移行期正義

風媒社/2021年2月/538頁/3000円+税



平井 新

力濫用 て教科書記述に介入を試みる事例に顕著 である。 摯に向き合うことよりも、「法」や「和 の声を抑圧しようとする権威主義的姿勢 き」と主張する政治権力が、 々にして教育指導要領等の規律を通じ の名の下に過去の被害に対する怨嗟 の事実や過去の被害の実態と真 しかも 「歴史は歴史家に任せる 他方では

力は洋の東西を問 渦

のはおかしい」という時際法のレトリッ を現在の法や道徳などの基準で判断する 立的な態度のものから、 する」といったように一見すると価値中 ない」とか「い 事件の歴史的評価は未だに定まってい その典型的な常套句には !去の国家暴力の責任を問 ずれ後世の歴史家が判断 わず類似 過去の出 の反応を示 われた政治 例えば 来事 か。

がある。 けていることにもまた注意しておく必要 なように、 政治が学術に不断に介 八入を続

おり、 中にもまさに過去/記憶が詰め込まれ チ出身の亡命作家ダニー とを通じてトラウマの克服 激しい暴力を経験したのちに陥るト ルの言葉を借りれば、「い は過去と向き合うことを避けて通れ 来へと向かうために、 ように、 因となった出来事と向き合ってもらうこ マを克服するためにはどうすれば良 方で、 心理カウンセリングでは、 独裁政権からケベックへ逃れたハ 私たちの周りの「すべてが過去に 現在を生きるために、そし 個人であ れ社 傷を負った者たち ・・ラフェリエ 会集団であ ま、ここ」 が目指される 患者に原 で未 ラ (J れ の イ 7 1

だがメカニズムとしてだけでなく、 社会のトラウマを克服して和解を追求す ムが移行期正義と呼ばれる概念である。 る時に必要となる法的、 (権侵害といった負の遺産と向き合い そこで、 我々が過去の組織的な暴力 政治的メカニズ

を捉 レトリックの矛盾をつこうとする。 政権に操作された歴史観の狡知に長けた してこれを「記憶」することを選択 らの過去の被害と加害の実態を明らかに めの「進歩」という名の忘却を拒否し自 の提示する「和解」や「未来志向」のた うと努める。このため彼らは、 らの傷を癒して社会の真の和解を目指そ についての発話権を取り戻すことで、自 陥った(あるいは陥らされた)自分自身 言える。 遺族らの自己救済のための解放運動だと れてきた過去の国家暴力の被害者やその 的な政治権力により長らく沈黙を強 民主主 えなおせば、 義運動とい 彼らは、 移行期正 記憶喪失や失語症に う観点からこ 一義とは 政治権力 の 抑 概

二・二八事件(以下、事件あるいは二・二 社会における民主主義の深化と移行期正社会における民主主義の深化と移行期正金会会長である薛化元を主編者として、金会会長である薛化元を主編者として、当該分野を専門とする台湾史研究者を結関し、台湾現代史上最大の悲劇とされる

二月に、

補版が二〇二一年五月に上下

び責任の 目的は に検討した歴史学の論文集である。 推 けでなく、 八とする) 進に主眼を据えて、 の所 「過去の歴史を引き継ぐため につい 在の 歴史の教訓を読み取って、 究明という移行! て事件の実態 その全容を多角的 怒解明 期 正 その パおよ 義 0

の過ぎの皮唇に口唇に正面なら可を含め、二二八事件のような国家権力によるり、二二八事件のような国家権力によるり、二二八事件のような国家権力によるり、二二八事件のような国家権力によるり、二二八事件のような国家権力による

ことこそ、自らの手により未来を創造しことこそ、自らの手により未来を創造しことこそ、自らの手により未来を創造しの過去の被害と加害に正面から向き合う

であり、中文版原著の初版は二○二○年であり、中文版原著の初版は二○二〇年が二○一八年から取り組んできた「二・が二○一八年から取り組んできた「二・ジェクトが二○一八年および二○一九年ごエクトが二○一八年および二○一九年に行ったシンポジウムの研究成果の集成を表しているとおり、本書語版序文にも記されているとおり、本書語版序文にも記されているとおり、本書

著の 二分冊 れたものである。 し、二〇二一年二 中 で出 から主に上 版されてい 月に日本で翻訳 冊 0 論文を中心 る。 本書は この 選出 原

本書の概要

理由 郷団体は事件当時、 府によって喧伝され 元日本兵による報復、 用紳士による支配権 側と市民側 章では、 致していた。 トらによって組織され 力濫用に対する民衆の不満が事件拡大の が示される。 らによる便乗、 きた諸説 厳期から政府によって事件 の経過および結果と照合することで 各章の概要は次のとおりである。 一と指摘しており、 は、 (以下、 失政の責任回避のために陳儀政 事件の発生原因についての政 |の言説の相違点を比較し事件 一方、 加えて、 中国共産党による扇動 処理委員会) 日米両政府 奪取 陳儀政府 大陸在住の台湾人同 たものであったこと 台湾 南京の中央政府で た二二八事件 ゴロツキや浮浪者 0) 現 による陰謀等 画 原因とされ 策 の主張と 地のエリー 0 腐敗 台湾籍 や権 . T

儀を一 委員らに てこれらの 玉 [防最高会議常務会議 貫して擁護していた蔣介石によっ ではないと指摘されていたが、 事件原因であり左派や外部勢力 よって、 進言が聞き入れられることは 陳儀 の失政と民 \$ -部 0 対衆の 察院

陳

討する。 の一台湾、 石日記等の史料と当時の報道資料から検 を、英米および中華民国の公文書や蔣 の状況とその国際的地位 第二章は、 中華民国政府による終戦直 澎湖諸 事件前 後の 国 についての |際社会の 認識 台 後

の道も模索されつつあった。

蔣

介石自

各国政府によって台湾の独立や信託統治

なかった。

した在日 ず、よっ 籍を有すると認識してい め英米両 最終的に確定すると考えていた。 転は日本と将来結ばれる平和条約 たとしながらも、 とづき台湾は事実上中華民国に返還 のであり、 くまで連合国の代表として執行され 軍政施設および資産」の接収 日台僑の中国国籍 政府は て台湾住民も依然として日 英米両政府もカイロ宣言にも 当時中華 台湾における主 島の領 た 民国側 回 復 事件発生 人民、 このた を認 が主張 心により は 権 心され たも 本国 の移 あ 治

> メデ 事件原因であることや、 イア 英米の在台 ノは、 儀 駐華公館 の失政と民 0 衆の 報告や欧

を望む台湾の民意も伝えており、 よる台湾の信託統治を提言したり、 していた。そこで欧米メディアは 民衆への無差別虐殺や略奪の横行 当局による台湾 実際に で察知 玉 それ 運に

領が台湾海峡の中立化を宣言するに至っ さらに朝鮮戦争の勃発でトルーマン大統 強行」(八○頁)する姿勢を明確にし、 共内戦で劣勢にまわるなかその「占有を 有さないとの現状を理解してい 条約の締結前に中華民国が台湾の主権を 身、一九四九年一月時点までは対日講和 たが、 玉

府の台湾統治の正当性を保留したことか 英米が事件の発生を一因として国民党政 て現状が固定された。 権の帰る 対日講和条約 与は、 属 層は明 事件当 示され では台湾・ しかし最終的には な か つた。 澎湖 話島の

て陳儀政府

0

軍事的展開

と鎮

圧の過程

つ か

5

まり彭孟緝や史宏熹から陳儀

た電文のやりとり等の

蒔

に軍事機密とされ

要塞司 鎮圧

行

次史料を精査し

主

は、 だったことを示す。 が、 要人が事件中の武力行使を正当化する 由として挙げてきた「受動的 実態を明ら 事件発生時にちょうど在台兵 彼らの責任 高雄要塞司 かにし、 回 令 [避のため これまで国民党 Ó 陳儀や参謀総 彭 緝 0) らと 虚 八力が不 長 政 つ 0 柯

要請すると同時に、 と説明してきた。 等の緊急の状況に迫られたため、 は事件発生以降、 の在台兵力は伝えられていた五〇〇〇名 中央軍の上陸と共に鎮圧作戦が始まった 受け身的に中央政府 が増長し、 足していたところへ処理委員会らの要求 余よりも数倍多い規模だったこと さらに暴徒による官舎の占領 早くから中 しかし、 べの 地方指 出兵を要請 揮権の治 実際には当時 -央へ出 陳儀が 兵を 安 ī

戦闘準備態勢へと引き上げるなど、 して軍事展開を進めていたうえ、実際の ベルを平時状態から戒厳状態 令の彭 -動は基隆要塞司令の史宏熹、 の援軍 孟緝らによって全島規模で 中到着前 に 開 始されて さらには

陳儀 更に深 上官 や暴徒 無差別な発砲や虐殺、 受けたのである。 突拡大を防いだ指揮官 により軍官憲の行動を自制することで衝 文佳のように、 竹要塞司令の蘇文昭や澎湖要塞司 顕彰までされるなど評価された一方、 石によって「事後承認」を受けたうえに 軍将校の違法な権力濫用 憲による違法行為が横行し、 を可能としたことで、 任」を得て法的拘束を受けない [から から蔣介石 める原因となった。 0) 脅威増 の 軍事行動 厳しい軍律や武器の管理 大という虚偽 へと報告された兵 における「白 民衆への恣意的 私刑など、 はかえって誹りを は、 これら国 陳儀 軍民 の報 権 令の 散や蔣介 軍や官 **万濫** 分不 衝 突を 民党 紙 新 史 用 足

られ、 の事件 湾とその 収後の台湾の行政区分は八県九市 および事件後の去就のあり方から、 建省出 第四 ·への 章 任 他の 命され は 身者が多く 地 影響を分析する。 方 事件の 省籍出身者で占められ 0 ることになった。 首 長 際 公は行 の各県 政長官 で江蘇省 中華 市 長 陳儀 彼らは に改め 民国接 0) 彼ら . T 対 に 応

> たが、 た。 時、 (2)処理委員会と協 員会によって秩序が維持され になったが、その対応は 民衆からの批判や攻撃の矢面に立つこと としては傑出 修了した者、 事件への県市 彼らは官吏の汚職 日本留学や 元県市長経 した人材だった。 力したケース、 長の対応は、 国民党幹部 腐敗の象徴とし 験者など、 様ではなかっ たケー 養成機関 (1)事件当 (3)処理 処理委 当時 ż そ を

激しく対立し管轄域内の駐屯 尾県長・黄達平) 定を図る者 間の仲裁を試み民 した者(例:台中市長・黄克立)や軍民 大別できる。その中には身を隠して逃亡 軍と協力したケー 委員会と対立したケー (例:高雄市 の他に、 衆感情と地域秩序の安 スという四つの場合に - ス、 長 (4) 処 黄仲図 地域 軍を頼って 理委員会と Ó 駐屯

嘉義市 間 17 遂行が不可 出 わ 五章は れて処罰され て受理された。 官民感情の亀裂により事件後の職務 長 · 孫志俊) 能となり、 事 莋 時 た首長は の Ł 方で事 情 V) ζ) ずれ 報機 た 1/2 作の も辞職 関 なか 後者 の役割 責任を つ を願 た。 0 場

軍民の衝突と被害を拡大させた者

例

站は、 を行っ 隊、 室 司令部 統計局 よび 組と同様に民衆に対し検挙、 査逮捕権限をも有すことで、 台湾での諜報活動に従事した。 憲兵特高組を、中統局は台湾 部調査室および第二処を、 つい 装って処理委員会や各抗争 在しており、 員会調査統計 湾には軍統局 などに焦点を当てる。 (以下、 本来なら特高組だけが持つはず 義勇総隊、 保密局 て、 集や民衆への離間 た。 調査室や第二処を通じて忠義服務 中統局 が縮小改組された保密局 警備 台調室) 事件発生後、 ٤ 保密局台湾站は警備 局) とい Ō 総司令部 (国民政府軍事委員会調 闃 別働隊などの 中 係、 を通じて、 国国 事件発 · う三つ 憲兵 民 査室、 彼 憲兵司 地 党中央執行委 特 らは協力を の機関 2生当 一へ潜入 暗殺、 高組 憲兵や特高 組織を編成 .洞 特に それ 査統計 可令部は 総司 極的 の捜 台湾 ぞれ が存 処 憲兵 令 お

後は な扇動 に排斥し合うこともあ へ報告した。 叛 乱者リストを作成し などの工 一作活動を行 方、 在台諜 ŋ 7 13 報機関 警備 捜査逮 鎮 圧 は互 司

限が 台諜報 台調室 ため社会不安や治安の悪化を招 私的に流用し詐欺や私的制裁が横行 末端に情報網を広げたが、 察としば なく立 機関はごろつきを動員して社 しば対立した。 憲兵と組んで保密局 場が比較的に弱 また、 かっつ 彼らが特権 た 1/2 お よび警 た。 n 中 うら在

会

の

では、 に自由な言論空間が生じ、 の主導権争いも相俟って一時的に比 撃について概観する。 第六章は、 陳儀政府や党など官営メディ 事件がメディアに与えた衝 国府接収後の台湾 民営の 一較的 · ア 間 民

中心に活発なジャー 報』『人民導報』『大明報』

ナリズムが展開

言れ 社を

等の新聞

メディ よって閉鎖、 うな通信放送網をも完全に掌握して 全面監視するとともに、 民党の党部は当時すでに活字メディ 石記の三大民営新聞をはじめ多くの 事件後、 政府へ 一方、軍・警察・ アや一 的言論などを理 の「中傷」や民心の この監視報告にもとづ 停刊の処分を受け、 部の官営メディアま 諜報機関お 由に 電信 警備 電 総部に 話のよ よび国 多くの らでも 民営 アを

7

て機能した。

つまり、

当時のメディ

ア統

制

への抵抗

の全貌を理解するうえで海外

分析対象に

加える必要が

?ある

と言える。 の運動史も 報機関 タッフも の 台 後 湾出 閉鎖された民営新聞社 身 の人員によって接収され、 逮 0 捕・ 記 者 投 ö 獄 通 信 処刑 放 送網 に 遭っ の資産は で 働 た。 ζ 諜 そ ス

統

政 言 土の社会エリートがメディアにおける発 支配するようになった。 軍および諜報機関がメディアを直接 こうして台湾本

けした

島内では雷震の『自由中国』や李万居の 大幅に損なわれた。一方、戒厳令下でも 九〇年代まで台湾における表現の自由は 八〇年代後半から各種法令が緩和される 犠牲者となり、戒厳令が解除された一九 のメディア関係者もその後の白色テロで 権を失ったのみならず、多くの外 省人

『公論報』、 の言論統制 湾之音」等の音声メディアも島外で当局 権力批判を続けたが、 地下で流通した党外雑誌等が に挑戦する「代替媒体」とし 在米台湾人の

> 外で記念活 長 第に頻繁に取り上げられ 記憶は公には 権までを中心に振 しかし七○年代後半から党外雑誌等で次 戒 厳 体 動が行わ 制 下の白 タブー り返る。 れるば とされ、 色テロ 人権団体を中心 事件 に かりだっ わずか により 発 事 生

た。 た台湾独立運動家の鄭南榕の発起によっ 促進会初代会長だった江鵬堅立法委員 れ始めた。 オロギー にナショナル・アイデンティ が「和平日」制定を初めて公的に提起 八七年に民主化と言論 を超えて事件の見直 八五年には立法院で台湾人権 の自由 |しが提起さ ティやイ を訴え ī

を政府に要求した。 憶の保存と真相究明、 会や記念碑・記念日 て「二二八和平日促 以降、 進会」 の制定による事件記 冤罪 蔣 が 0 経国 名誉回 成立し、 0 [復等

互助団 二八和平日促進会や被害者 後から李登輝の総統就任前 直しを政府に 地方では八八年に台湾省議会が 「体が中心となり、 0 民間 文学界や教員 求める重要な担い 組織が結集し 学生 人権促進会や長 て 後 および遺 一団体をも含 の期間 手とな 事 件 族 の見 0 9

程

応え、 の議 首長 じ、 金会の成立、 理及補償条例」の法制化と二二八記念基 の謝罪、 八事件研究報告』、 年に第八代総統就任後に積極姿勢に転 や記念館 火をきっ 部門による資料収集と聞き取 具体的には、 員や民進党議員および市民の要 増加定員選挙を経た一 保守的対応を見せていたもの への方がより積極的に 行政・立法で関 および立法院の「二二八事件処 の設立も先行した。 九八年の二二八記念日国定 この際、 九二年の行政院 九五年の李登輝 民進党や無 |連政策を推 対応し、 部の国 り調 記念碑 瘫 民 の 党 査 岸総統 進し ダ求に 党籍 九〇 は当 0 П 0

を経て完成した『二二八事件研究報告』 細に検討する。 る移行期正義の処理の 第八章は、 が 蔣介石や陳儀ら政治指導者と柯遠芬 あると控えめながらも評価 緝らの現場指 を覆すことで、 の反乱や共産党の扇動とい 歴代民選総統 李登輝政権期に紆余曲折 揮官の あり方につい 国家 行状に の事件に対す 元首による 、った 定の を下 て詳

> を修正) 法的責任 謝 罪と立法 および歴史記憶 8 を含意する一 が出されるに至って、 た。 方針を決定付けた。 措置にもとづく 立法院で少数与党だった 「準公式」の「責任帰属 まずー 旗掲揚等で被害者や遺 檔案」(公文書) の保存というそ 馬英九政権で 償 に条例 続く陳水 <u>の</u> 加害者 드 と ちに た。 め

二二八基金会により蔣介石を「元凶 しかも同基 究明を進 B 国家記念館 政府の謝罪 容の報告が新たに出されることはなく、 を明示する言説はトーンダウンしたもの とはなく、 は真相究明 族の行政的救済を図った。 復証書の発行や半 また総統と行政院長の署名による名誉回 と加害体制に一定の解明が試みられ 研究報告」 して位置づけた 管理の法制にもとづき文書発掘を進 ために行政権によって被害者救済と真相 扁政権期には、 の後の政府 進)められ 前述の二つの 金会の と賠 も開設され 記念式典の談話等で加害責任 0 面で大きな成果をあげるこ 立法院で与党が過半数を 償 財 研究報告を否定する内 0 源の法源化と常 政策は堅持され 記憶の 保存政策 た。

休日化等である。

得た蔡英文政権では、 明と被害者の認定を推進し より再度、 な移行期正義報告書が待たれ 「の大規模な収集と解析、 市 良 。 の 弾圧 連 事 ており、 法制 更なる真相究 ている。 関 0 はする文 成

本書の

おり、 新の学術的成果である『七十年 識およびその書き手は、 た本書中にも指摘のあると 理的に系統だっているわけではな 中文を読みこなす読者にとっ 重複する部分があり、 事件紀念基金会、二〇一七年)とも いくつかの論文が依拠する史料や問 れているため、 本語版ではさらにその一部 立論文が元となった集成であるうえ 以 これまで事件の真相を移行期 (中央研究院台湾史研究所 上が、本書 紀年二二八事件七十周年学 各章は別々の著者による既 ど高くないかもしれない。 各章の関係は の概要であ その点からい 事件に関する最 だけが収 お る。 て新奇性は b 必ずしも論 -後的 とは 本書の 出 正 述 0 0 3 独

おける執筆者の一人、何義麟が著した 主導した『二二八責任帰属研究報告』に て多く 観点から扱った日本語の学術書は 前述の二〇〇六年に二二八基金会が なかった。 代表的な文献とし け 5

二八事件をめぐる歴史の再記憶』 ○○三年)および『台湾現代史 二〇一四年)等が挙げられよう。 (平 凡 L

ノポリティクス』(東京大学出版会、

『二・二八事件

「台湾人」形成のエ

ス

進めてきた。最近でも『保密局台湾站二 二八史料彙編』(中央研究院台湾史研究 力的に史料の収集・整理・解析、 状況が芳しくないなかも歴史学者らが精 かし台湾では、民主化以降、 文書の公開 公刊を

を含む『二二八事件檔案彙編 (二三)』 よる蔣介石宛の電報 | 寅冬亥親電] など 二〇一五年)や、事件当時の陳儀に 二〇一七年)等の関連史料が

史料にもとづき新たな観点から事件原因 執筆した陳翠蓮による『重構二二八』 麟と同じく |事件責任帰属研究報告] を 公刊され利用しやすくなっており、 二〇一七年)のように、新

> 書でも度々参照さ を考察する画 転型正義」(台湾における移行期 権威主義統治期の国家暴力の克服 脚的 な研究が発表され、 てい る。したが 正義 本 0 Ш つ

> > 頁

と訳されているが、

これ

はエ

エスニ

'n

7

チュアルな動向をふまえつつ、新史料や 訳語)に関する法政治改革というアク

じた専門書が日本語で読めるという本書 とその移行期正義のあり方を多角的に論 関連研究の成果を汲み取って事件の全容 の意義は十二分に大きい

は、 の文体であるため、 は全編にわたり中国語原文からの直訳調 本書の日本語訳の問題である。 日本語として語の意 本書

しかし、それだけに一点気になっ

たの

味や文意が伝わりにくい箇所が随所に見

られるうえ、人名や出版物、

専門用

語の

明らかな誤訳も散見される。 ル」なる人名が度々登場するが、 五頁から数頁にわたって「スティルウェ 例えば、 原文で

ずである。 リカ駐華大使のジョン・ アート また、原文では「族群衝突 (John Leighton Stuart) レ イトン・ス のは

となっている箇所が「部族紛争」(二二

書かれた言語ごとに想定される読者が

とも指摘しておきたい。

全ての

書物には

には非常に難解な内容となってしまうこ

テュ

は「司徒雷

一登」とあり、

すなわちアメ

渡った外省人らを指して「四大族群」と る 大陸からの漢族移民である福佬人と客家 は「原住民族」と名乗る台湾先住民族 ろうか。 ク・グループに相当する中文の概念であ 四五年以降に国民党政府と台湾に 台湾の「族群」とは、具体的 の訳として不適切ではないだ

のの、 れている [王 2014] ことから、 すでに王甫昌の名著も近年日本語 語として馴染み深い表現とは言えないも を「多重族群社会」として論じてお に膾炙した語になっている。 日本でも若林正丈 [2009] が台湾 確かに日本 り、

う。加えて、 のまま使用して訳注をつけるか、 総称されるなど、民主化以降は広く人口 つけるか、 てしまうが、 エスニック・グループと訳すべきだろ 台湾史を専門としない あるいは専門家の解説がなけ これは無い物ねだりになっ 欲を言えば巻末に用語集を 日本語読者 . 「族群 せめて

には、 ともに改訂版に期待したい。 取り組まれた訳者の方々に敬意を表すと に社会科学分野で翻訳が業績として軽視 もなう非常に創造的な作業でもある。 出することは、 B・アンダーソン 自らの や議論を他地域や他分野と共有するため 「苦しみの伴う喜び」と述懐してい る風潮のなか、本書のような大作に 特に英語圏 ある言語の書物を別の言語圏 背景知識等の一定の情報を訳者が 裁量で付け加える必要があ かれた地域 それ自体が知的興奮をと で無視され [2009] が自叙 史における問 がちな非 題 間に輸 伝で 英語 ると る。 特

「転型正義」の射程

理及賠償条例」にもとづき事件の真相究金会の編著書であり、同会は「二二八処をが有する一定の限界についてである。一二二八のみを取り扱う本書の枠組み自二、二八のみを取り扱う本書の枠組み自にが明正義を研究してきた者として本書に行期正義を研究してきた者として本書に行期正義を研究してきた者として本書に行期正義を研究してきた者として本書に行期正義を研究してきた者という。

で世

「界各地で異なる発展を遂げてきた。

主要テーマとして論じるのは当然のこと(一〇頁)を負っているため、二・二八を明と責任の明確化という「法的責務」

ではある。

声は戒厳下のタブーを打ち破り市民社会 にもあるとおり、事件の見直しを求める とさえタブーとした。 林 2009: 49] させ、長期戒厳体制下 事件が市民に与えた国家暴力の恐怖 復や関連史料の収集作業も二・二八と白 から挙がったのであり、 色テロの嵐は市民が事件について語るこ 政治的条件を「悪魔的に先行取得」[若 国府にその後の強権統治を円滑に進 しかし、本書でも指摘があるとお しかも第七、 被害者の名誉回 八章 一の白 しめる は り

考察に値する問題 は研究に値する課題」(一八頁)とある 書にも「二二八事件と白色テロの結合 重なり合って進展してきた。 色テロという二つの議題に関ししばしば 期正: もそも移行期 個別事件の関連性のみならず、その 義 0 進展 だろろ 正義の政治は、 の関連性 や相互作用も この点、 これ 本 ま

ある。

類似の法政治的対応が採られてきたので

始まっ とする現象 移行期正義の枠組みで議論され 界各地で異なるタイプの政治的 Ŕ 争や内戦状態からの紛争解決・平和 にともなう歴史的正義の 次いでいる [平井 2017]。 に移行期正義のメカニズムで対応しよう (Settler State) と言われる地域にお らの入植者が共同体を形成した植民国家 オーストラリアなど、主にヨーロッパ ○○年代前後から現在までに、 裁型)とアジア・アフリ 義体制から民主体制への移行 まず八○年代前後にラテンア (ポスト紛争型) 現地の先住民族が受けた歴史的迫害 た「第三の波」と呼ば (ポストコロニアル型 の 二 種 問題が 類に加 カ等におけ このように世 ノメリ れる権 (ポス え カナダや 「移行 時には 次第に カ が る戦 ト独 61 威 か 7 か 主 5

る形で政権側も権威主義統治期の過去の主化の開始と同時期に市民の要求に応じ的かつ連鎖的に展開してきた。まず、民世界的潮流をフォローするように、重層世界的潮流をフォローするように、重層

見直 の政権交代を経 いう国家暴力に焦点が当たって、 謝罪 しに着手 į /賠償という政策 二・二八と白色テ 被害 が 口

Ł

で初初

8

7

ることで、

当時の指

導者

この政

治責

任

0

明

確化.

牽引してきた有識者らによって陳水扁政 こうした移行期正義の要求は て着実に定着してきた。 運動を >三度

権期に

「転型正義」という概念が導

入さ

家という文脈

(ポストコロニアル型)

か

れるなか、

メディアを通じて市民社会に

当時の政治事件に関する文書の収集と解 も広まっていった。 期戒厳体制の負の遺産の克服に取 すなど、 不当に流用された国民党資産の国有化 政院下に特別機関が設置され、戒厳期に は移行期正義の促進法制にもとづいて行 る 元政治犯の有罪判決の取消などが進 司法もこうした法制に合憲判断 立法、 行政、 続く蔡英文政 司法が積極的に長 いり組ん 権時に

論じるのは、

やはり実際の運動の展開と

の発展過程を振り返る際、

二・二八だけ

ない二〇一六年八月 んでいる。 の一歴史的権利の 土地と自治」を奪われた台湾先住 さらに近年 歴代政権の先住民族迫害に対し 実際、 転 蔡英文は総統就 口 型正 復 日の のテーマに 0 原住民族の 範 任 井 にも及 まも 民

は 族

て「プロ

の歴史家」であり、

一より多く

独裁型) 式に 義と移行期 義統治からの民主化という文脈 言すれば、 て歴代の中華民国総統のなか は謝罪 のみならず、 L 今日の台湾では戦後 正義委員会」を設置 総統 府に「原住民 漢族移民の植民国 以族歴 の権 した。 (ポスト 威主 逆正 換 公

らも、 じ連鎖的に展開している [平井 2020]。 したがって、 題の処理が 異なる類型の「過去の克服 「転型正義」という概念を通 とりわけ台湾の移行期正 の 義 間

の視点が損なわれてしまう。 政治的対応の相互作用のダイナミズムへ

を下

ある。 と歴史認識 二つ目に指摘したいのは、 既述のとおり、 および移行期正義の関係で 本書の執筆陣は全 史実の解明

された

の真相 原因につい 」をもたらすとされている (一○頁)。 本書の各章は豊富な史料から事件 の発掘が「より多くの移行 て国民党政府当局 が自己弁護 期正

か

0

ために喧伝してきた

|通説

を否定す

社会の

般的な認識

0

ĺ

べ

ルでどこまで

いるとおり、 成功している。 を企図し 馬英九政権期に中央研究院 ており、 例えば第八章に示されて その 試 いみは 充

多くの歴史学者から疑義を呈され 民に対する鎮圧行為の の院士黄彰健による陳儀や彭孟緝 された史料により正式に否定され 正当化の試 いみが 5 0

る。 会」は、各機関から二万五〇〇〇以上 展状況もこうした研究を下支えして 成果の賜物であり、 例えば、行政院 「促進 転型正

いる 及ぶ軍事裁判資料がアップ 正義データベー 促 |進転型正義委員会ウェ р П -ドされ ブ ・サイ 7

学者たちが丹念に資史料と格闘した研究 の史料を収集し、 た作業が可能となったの 顛末はまさにその典型例だろう。 な歴史研究の成果にも拘らず、 「転型正 のような資料 -ス) 義資料庫」(台湾移行期 二〇二〇年二月に 近年の文書公開 に は 四 は、 公開や実 万ペー 台湾の歴史 こうし ・ジに 台湾 公開 の進 証 ÷

合が五 る。 回っていたという[聯合新 堂の蔣介石 行った世論調査 また、二〇二一年九月に民進党が党内で ている [美麗島電子報ウェブサイト]。 七·四%、 <u>:</u> % みにその他の選択肢としては蔡英文が一 輝の一三・八%をトリプルスコア 答えた割合がなんと四三%で二位 か」という項目への回答では、 代表する能力があったのは誰だと思う ローガンだった)を堅持する、 英文総統が一八年当時に提起した政治ス のなかで任期中に最も「台湾 二〇一八年六月の世論調査で「歴代総統 したウェブメディア「美麗島電子報 がつくような世論 Ļ 史的事実を直視 例えば、許信良が二〇〇九年に により |四%で賛成の三七%を大きく上 もちろん現代台湾の 不明瞭一五・二%) で引き離し 馬英九が九・五%、 公権力が突き動かされ 被害者や遺 像の撤去に反対する回答の割 (非公表) では中正 できて 調 査の 返族の! ζJ 結 根強い ・るのか 聞網ウェ 果も 移行 価値」(蔡 蔣経 陳水扁が あ 次第に ・草の根 の李登 存 (ちな る 期 疑 ブサ 国と Ĩ 記念 問 13 在

> づき展 わけ重要であり、 に史実を明示する(できる)ことは 沈黙を強いられてきた社会では、 頁)と悲観的である。 史記憶というのはあり得ない」(四七八 る一方、 に真正の和解」(三八一頁)があるとす のみに真正な正義があり、 化するのは容易では た社会が自らの しかし長期的 進 この点本書では、 しめら ń して 呉俊瑩は「おそらく共通の てきてお に抑! 11 権 る)注的 b 実証主義的態度は歴史 威 0 ないのかもしれない。 薛化元が 主義的価 は 政治権力に長らく 体制の支配を受け 言うまでも 定 0 値 民 正義のみ 唯一真相 三観を相対 意に 実証的 とり もと 77 歴

鎖 した答えこそ、 良いのかとい 根付いた権威主義的価値観をよりリベラ ルで多元的なものへ「移行」させるには 歴史は歴史家に任せる」だけで本当に 的展 者はこの 開 にあると考える。 、う疑問 問 いに 前 述 も湧く。 0 対する台湾 「転型正 確 いかに、 義 の 13 0 連 出

ルー

スの時代とも言われる今日、

社会に

盤でもある。

とは言え、

ポ

スト・トゥ

進みつ

つある。

問題のみならずあらゆる学問的議論の基

おり 側の 償 ンは、 牽引されつつ、三度の政権交代を経 0 憶というのはあり得 ても良い。しかも、 れた法改正に依ることはもっと強調され 正義に消極的だった馬英九政権時 という「法定職責」(三頁) 負っている事件の真相究明と責任明確化 政策は一貫してきた。二二八基金会が 過去の国家暴力に対する政 事 しかし台湾では、 実を積 および真相究明と記憶の保存 同 すでに先住 転型正義」 の事件 2 重ねても、 につい 民族の の要求の その 、活発力 な ·
て 議 後 呉 一かも への指 題 フ 府 な社会運動 共 の市民社会の は、 通の ロントライ 0 \wedge 連鎖 謝 摘 移行期 に為さ とい 罪と賠 すると 的に れ う な

求が、 ばれ 評者の見立 このように の復権という様々な 世界的な移行 二・二八と白色テロお る昨今、 でもあ 転型正 一てでは、 連 る多重 鎖 台湾の移行 義 期 的 に という言説を結 ラダイ 展開 族 「過去の克服 例外 群 期正 社 よび先 できた 4 会の の 家 義 終 一[若林 はなぜ 台 0 焉 の 湾で 民族 節 か。 が 叫

いるためだと考えられる[平井 2020]。ピールするソフトパワーとして機能して由で民主的な台湾の政体の正統性をア由で民主的な台湾の政体の正統性をアは関係がある。 は異なる族群をまとめあげて、対内的には異なる族群をまとめあげて、対内的には異なる族群をまとめあげて、対内的には異なる族群をまとめあげて、対内的には異なる族群をまとめあげて、対内的には異なるにといるためだと考えられる[平井 2020]。

野もさらに積極的に移行期正義の問題に まって、多重族群社会の構成員がそれぞ づきながら、 結晶である豊富な歴史研究の成果にもと 執筆者らのような歴史学者たちの努力の 大きくなるのだろう。とは言え、本書の 行期正義研究では歴史家の果たす役割が 作業なのである。 共有可能な共同体の歴史を構築していく れの族群の負の歴史に同様に向き合うこ り社会のコンセンサスとなる過程と相 アイデンティティ」[小笠原 2019]がよ つまり、 悲劇の共有 台湾の「転型正義」は「台湾 政治学や社会学などの他分 だからこそ、 を通じて、他者と 台湾の移

参考文献

〈和文〉

葉年訳、東方書店変す。東方書店

書房 書房 2019 『台湾総統選挙』晃洋

付義麟 2003 『二·二八事件――「台湾付義麟 2003 『二·二八事件――「台湾

平井新 2017 「移行期正義」概念の再検件をめぐる歴史の再記憶』平凡社何義麟 2014 『台湾現代史――二・二八事

位論文 位論文 位論文 日現代台湾における重層的 日報田大学博士学

若林正丈 2009 『台湾の政治――中華民 国台湾化の戦後史』東京大学出版会 国台湾化の戦後史』東京大学出版会 著林正丈 2014「現代台湾の「中華民国」

取り組み、

応答していく必要があるので

ないだろうか。

中文〉

薛月順編 2017 『二二八事件檔案彙編陳翠蓮 2017 『重構二二八』衛城出版

(二三)』国史館

本語 安全 2015 『保密局台湾站二二八字件紀念中研究院台湾史研究所・二二八事件紀念中研究院台湾史研究所 中科彙編』中央研究院台湾史研究所 · 二八事件紀念中研究院台湾史研究所 · 二八事件紀念 · 二十二章 · 二八事件紀念 · 二十二章 · 二八事件紀念 · 二十二章 · 二十二章 · 二八事件紀念 · 二八事件紀念 · 二十二章 · 二十二章 · 二八事件紀念 · 二十二章 · 二八事件紀之 · 二十二章 · 二十二

(ウェブサイト)

tw(二〇二一年一二月一日参照)

聯合新聞網」https://udn.com/news/story/ 6656/5761075(二〇二一年一二月一日参

美麗島電子報」http://www.my-formosa.com/ DOC_135525.htm(二〇二一年一二月一